

条約難民	出入国管理及び難民認定法に基づき、難民条約に定義された難民の要件（※）に該当すると認定された者。 ※人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそれを望まないもの。
補完的保護対象者	出入国管理及び難民認定法に基づき、「難民」の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の5つの理由（※）であること以外の全ての要件に該当すると認定された者。 ※①人種、②宗教、③国籍、④特定の社会的集団の構成員であること、⑤政治的意見
第三国定住難民	閣議了解に基づき、難民キャンプ等で一時的な庇護を受けている難民を、当初庇護を求めた国から、新たに受入れに合意した第三国に移動させ定住を認めるものとして、我が国が受け入れている者。 (ほかに、アメリカ、オーストラリア、カナダ、スウェーデン、ノルウェー等が受入れを行っている。)

条約難民・補完的保護対象者・第三国定住難民への支援の概要

- 我が国での自立に向けた支援として、定住支援プログラムを提供。

定住支援プログラム

- ・ 日本語教育（572時限）（1時限＝45分）
- ・ 生活ガイダンス（120時限）（同上）
- ・ 就労支援（※）



定住支援プログラム受講中の支援

- ・ 宿泊施設の提供
- ・ 生活支援

※補完的保護対象者に対しては、プログラム受講の有無にかかわらず、ハローワークを中心として実施

- 上記のほか、相談員による各種生活相談及びハンドブック等の配布による情報提供等も実施。

定住支援プログラムの開催時期等



※ 定住支援プログラム開催時期は毎年4月、10月（夜間コースは4月開催のみ）とし、通所又はオンラインでの受講。

※ 第三国定住難民に対しては、昼間コースのみ開催。